

保護者の皆様

小児慢性特定疾病医療受給者証の更新申請手続について（お知らせ）

「小児慢性特定疾病医療受給者証」については、有効期間が設けられているため、期間満了後も小児慢性特定疾病の公費助成を希望される場合は、**事前に**下記により更新手続きいただきますようお願いいたします。なお、受給者証の更新には審査があります。

※審査についての詳細は別添の『よくあるご質問 11 ページ(Q36～37)』をご確認ください。

記

1 申請受付期間をご確認ください

<p>① お持ちの受給者証の有効期間満了日を確認し、該当する行における更新申請の提出期限をご確認ください。</p>	<p>② 更新申請の受付開始日をご確認ください。</p>	<p>③ <u>有効期間満了日の2か月前（消印有効）までに、更新申請のお手続きをお願いします。</u></p> <p>※下記の日までに更新申請を行った方には、受給者証の有効期間満了日までに新しい受給者証をお送りする予定です。</p>	<p>④更新受付最終日まで更新申請は可能です。</p> <p>※ただし、③の日より後に更新申請を行った場合、新しい受給者証が届くのは、<b>お持ちの受給者証の有効期間満了後</b>になり、受給者証がお手元のない期間が発生します。</p>
---	------------------------------	--	--

	①お持ちの受給者証の有効期間満了日	②更新受付開始日	③更新申請提出期限（消印有効）	④更新受付最終日（消印有効）
<input type="checkbox"/>	令和6年4月30日	令和6年1月1日	令和6年2月29日	令和6年4月30日
<input type="checkbox"/>	令和6年5月31日	令和6年2月1日	令和6年3月31日	令和6年5月31日
<input type="checkbox"/>	令和6年6月30日	令和6年3月1日	令和6年4月30日	令和6年6月30日
<input type="checkbox"/>	令和6年7月31日	令和6年4月1日	令和6年5月31日	令和6年7月31日
<input type="checkbox"/>	令和6年8月31日	令和6年5月1日	令和6年6月30日	令和6年8月31日
<input type="checkbox"/>	令和6年9月30日	令和6年6月1日	令和6年7月31日	令和6年9月30日
<input type="checkbox"/>	令和6年10月31日	令和6年7月1日	令和6年8月31日	令和6年10月31日
<input type="checkbox"/>	令和6年11月30日	令和6年8月1日	令和6年9月30日	令和6年11月30日
<input type="checkbox"/>	令和6年12月31日	令和6年9月1日	令和6年10月31日	令和6年12月31日
<input type="checkbox"/>	令和7年1月31日	令和6年10月1日	令和6年11月30日	令和7年1月31日
<input type="checkbox"/>	令和7年2月28日	令和6年11月1日	令和6年12月31日	令和7年2月28日
<input type="checkbox"/>	令和7年3月31日	令和6年12月1日	令和7年1月31日	令和7年3月31日

- 受給者証の有効期間満了日（更新受付最終日）の翌日以降は「更新申請」の受付はできません。再度認定を受けるためには「新規申請」の扱いとなるためご注意ください。なお、新規申請では「新規用」の医療意見書が必要です。
- ただし、18歳以上の方については更新申請のみとなり、新規申請はできませんのでご注意ください。
- 20歳を迎える方の更新の認定の有効期間は20歳の誕生日の前日までです。20歳以降も継続して治療が必要な場合、疾病によっては指定難病等の他の医療費助成が受けられる場合があります。
- 新規（転入）申請中の方は、更新受付開始日までに、受給者証が届かない場合があります。
- 新規（転入）申請の受給者証が届く前でも、受付期間内であれば、更新申請をすることは可能です。ただし、新規申請が審査の結果不承認となった場合は、更新申請も不承認となりますので、予めご承知おきください。
- 申請内容によって、受給者証の交付までに3か月以上かかる場合があります。  
※詳細は、『よくあるご質問 3 ページ(Q8～10)』をご確認ください。

## 2 主治医（小児慢性特定疾病指定医）に「医療意見書」の作成を依頼してください

- 作成には一定期間かかりますので、余裕を持って医療機関に依頼してください。

## 3 申請書類をご準備ください

- 詳細は、『チェックリスト』および『よくあるご質問4～9ページ(Q11～31)』をご確認ください。
- 申請書類は全て揃ってから提出してください。  
書類が揃っていない場合、返却させていただくことがあります。
- 申請内容によって、追加の提出書類をお願いする場合があります。

## 4 同封の返信用封筒により、滋賀県庁あてに特定記録郵便でお送りください

- 郵便局でお手続きをお願いします。  
※詳細は、『よくあるご質問 2 ページ(Q3～6)』をご確認ください。

## ■更新手続きに関するお問い合わせ先・書類提出先

滋賀県受給者証更新コールセンター  
月～金（祝日除く）午前9：00～午後5：00

電話：077-528-3669

メール：eg00031@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

健康しが推進課 難病・小児疾病係内

お電話いただく前に、  
別添『よくあるご質問』の  
ご確認をお願いします。



- 各種様式については滋賀県のホームページにも掲載しております。  
「滋賀県 小慢」と検索、または右のQRコード①よりアクセスしてください。
- 県内（大津市を除く）の指定医療機関および指定医の一覧は滋賀県のホームページ（右のQRコード①）から確認できます。
- 滋賀県行政手続ガイド（右のQRコード②）にアクセスしていただくと、簡単な質問に答えていただくだけで、ご自身に必要な提出書類がわかりますので、ぜひご利用ください。

① 県HP



② 県行政  
手続ガイド

